

# 島根県建築基準法取扱

## 8 学校の空き教室を使用した学童保育施設（放課後児童クラブ）の取扱について

建第1576号  
令和2年3月31日

学校の施設の一部の空間を利用した学童保育施設について、下記に該当する場合は、当該部分を学校として取扱うものとする。

なお、夜間使用等、使用形態によっては、非常用の照明装置を設置するものとする。

### 記

- ① 校舎の中に設置されるものであること。
- ② 学童保育施設について、火災の危険性が校舎と同程度であり、統一のとれた管理・避難等が可能であること。  
⇒ 設計図書等にその旨を明記

### 解説

- ・学童保育施設は、放課後児童の健全な育成を目的とする施設であり、主要用途である学校と機能上の関係性が強く、一体性があると判断できる。

#### 関連法令

建築基準法第2条第二号、法別表第1(イ)欄(三)項  
同法第36条、同施行令第112条第18項  
同法第35条、同施行令第126条の4第三項

#### 参考

「基準総則集団規定の適用事例」第二章「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」  
「建築物の防火避難規定の解説2016」P130「物品販売店舗と飲食店舗との異種用途区画の取扱い」、P87「学校における非常用の照明装置の設置」